

令和3年神奈川県議会臨時会 防災警察常任委員会

令和3年5月11日

小野寺委員

私からも、前々回の4月20日、前回の28日と、2回にわたって質疑を行つてきました。その内容を踏まえて、このまん延防止等重点措置の延長に関する点かお伺いします。

4月20日の委員会で、業務継続体制の観点から質疑を行いました。県庁内の業務負担がどんどん増えていく中で、県対策本部の本部長である知事から、職員の応援体制の強化の指示が出たという答弁がありました。今回、さらに3週間の重点措置の延長があって、協力金の幅も広がっています。当然、新規感染者が増えているれば、医療体制強化に向けて医療危機対策本部室の業務も増加していくと思います。

そこで、現在の府内の応援体制はどうなっているのか、また、本部長である知事からの指示で、どのような体制強化が図られたのか、統制部を担うくらし安全防災局としてのお考えを伺います。

くらし安全防災局企画調整担当課長

現在、全庁ではおおむね500人の応援体制をしつけているところです。最近では、感染者が徐々に増加している傾向がありますので、それに伴って業務が増えている保健所との連絡調整業務、今後、本格的に稼働するワクチンの接種業務があります。加えて、先ほども議論に出ましたが、協力金の支給遅れもあることや、協力金については前回から事業規模別の協力金となり、審査の手続もかなり増えている状況もあり、知事からも応援体制をしくよう指示が出ています。

こういった業務に重点的に人員を配置するということで、4月の段階では450名の登録に対して、実際に400名ぐらいの応援職員が稼働していたと状況ですが、この知事の指示の後に、さらに400人上乗せし、現在の稼働状況は500人ですが、450人足す400人ということで、今は最大で850人まで体制強化が可能という状況ですので、これをもって対応していくと考えています。

小野寺委員

今後、状況は変わっていくことが想定されますが、その状況に合った応援体制を組んでいくように、人事所管部局に働きかけをしていっていただきたいと思います。

県庁全体もそうですが、くらし安全防災局も新型コロナウイルス感染症対応でかなり人が取られていると思うのです。もちろん、それだけではなくて、我々が想定しなければいけないのは、大災害です。くらし安全防災局における職員の応援体制はどうなっているのでしょうか。

くらし安全防災局企画調整担当課長

コロナ禍や、自然災害への対応とも、令和3年4月1日から組織を変更し、危機管理防災課を中心に、局内の諸業務を回している状況です。具体的には、県対策本部会議の開催などの調整部業務、夜間の飲食店等の見回り業務を局内の各課の職員を増員して実施しつつ、あわせて、医療危機対策本部室などにも

2名から8名ぐらいの職員を当局から応援として派遣し、昨年度から行つてきました。

一方で、今年1月からの緊急事態宣言発令以降、他局からも応援職員をもらっている状況です。応援先に行ってそこで業務に慣れている職員はそのまま継続していただきたいし、また、我々の局で不足している部分は、また応援していただきたいという、持ちつ持たれつのようなところがあります。そういう中、4月以降、新たに個別店舗への訪問委託事業が始まり、また、対策本部会議も今年度に入ってから既に5回開催しているなど、県対策本部の統制部としての業務量がかなり増えていますので、5月6日から、他局からさらに2名応援を増員してもらって、従前より2倍の応援職員で対応しているという状況です。

小野寺委員

ということは、くらし安全防災局のトータルの人員は増えているという理解でよろしいですか。

くらし安全防災局企画調整担当課長

人数的には、今の段階では8名送り出していて、代わりに4名もらっている状況なので、減っている状況です。

小野寺委員

もちろん、全庁コロナシフトでこの難局を乗り越えていこうということは、誠に大事なことだと思うのですが、そのために、通常業務が制限されていることがあります。

ただ、くらし安全防災局としては、これから災害のシーズン、出水期を迎えるわけで、自然災害への備えも重要であると思います。例えば、防災関連などの業務に、どのように対応していくのか、お考えを聞かせてください。

危機管理防災課長

全庁コロナシフトの中にあっても、県民の命に直結する防災訓練は継続的に実施し、災害対応力を確保する必要があります。

本年度も感染防止対策に配慮した上で、主要な訓練は実施する想定で準備を進めています。出水期を前に、水害に備えた図上訓練も近日中に実施する見込みです。

小野寺委員

本来の仕事もありますので、引き続きしっかりと取り組んでいただければと思います。

次に、飲食店等感染予防対策推進事業についても何点かお聞きします。これまで申し上げてきたとおり、職員の方々の負担軽減の観点からも、今、くらし安全防災局が進めている飲食店の訪問事業を委託で実施することについては、私は妥当な判断だと思っています。

一方で、委託したとはいっても、県がしっかりと内容を把握していることが大事だと思っているのですが、改めて委託業者からの報告事項、その項目はどのようなものなのか、確認させてください。

危機管理防災課長

委託業者からは、まず、速報ベースで、訪問店舗数が報告されてきます。訪

問件数と、そのうちチェックできたところ、未チェックだったところ、さらに内訳として、休業や廃業だったところ、多忙のため入店を拒否されたなどの事情があつて入店できなかつたものとの区分けで報告を頂いている状況です。

この後、一点一点状況を整理したものも送られてくる想定でいますが、今、訪問が物すごいペースで進んでいますので、それは後ほど提供があるという状態です。

小野寺委員

チェックシートのようなものがあつて、例えば、項目によってこれができている、できていないといったことも確認しているのでしょうか。

危機管理防災課長

チェックシートのようなものを作成しており、状況を店舗ごとにまとめています。

小野寺委員

項目によっては、マルかバツか、あるいは三角と評価できるものもあれば、難しいものもあると思うのです。例えば、マスク飲食は、時短営業やアクリル板設置のように、マル、バツで判断できるものなのかということも疑問としてあるのですが、委託業者が何を基準に評価して、どのような報告を上げてくる予定になつてているのか、そこを教えてください。

危機管理防災課長

委託事業者は、マスク飲食の実施状況について、目視と店へのヒアリングによって把握することになっています。この後、政策局で、マスク認証の実施店認証制度の申請を行つた店舗のその後の状況をチェックすることになりますが、入店時のマスク飲食の完全実施の確認に対する丁寧な説明があるか、注文時や情報提供時に客に対して再度の説明があるなど、そういう詳細な目視とヒアリングが想定されています。ただ。まだここまで事業が進んでいませんので、今後、そういうものが想定されます。

小野寺委員

あくまでもお店の側が、来店客にどのようなお願いをしているかということだと理解しました。例えば、お店の中を見渡して、それで本当に来店客がそれをできているか、できていないかまで確認することは、なかなか難しいということなのでしょうか。

危機管理防災課長

マスク飲食の実施状況については、目視については来店客がいないと分からぬという状況になるかと思います。ヒアリングは行って、お店として取り組んでいくかは、必ず確認させていただいています。

小野寺委員

なぜ、マスク飲食のことをお尋ねしたかというと、実は簡単なように見えて、すごくハードルが高いと思ったからです。私が見たお店で、観察というと言葉が適当ではないかもしませんが、なかなかこれはなされていないという印象があるのです。

結局、委託業者の訪問というのは、例えば、こっそり一応偵察するということとは全然違つて、もっと多くの量もあるし、正々堂々とした情報収集の行動、

活動であるわけだと思います。

その中でハードルが高いマスク飲食が、どこまで実施されているのかは、目視で判断していただくしかないのですが、何が原因で、どのようにうまくいかないのか、マスク飲食は理屈では多分正しいのでしょうか、なぜ県民はそれがなかなかできないのか、そういうディテールを考えなくてはいけないのは県だと思うのです。それを考えるベースになる情報は、収集していかないといけないと思っています。こうしたディテールを知ることによって、新たに、次のメッセージの発出にもつながっていくと思うので、委託業者の方々に望めることにも限界があると思いますが、できるだけこの情報を吸い上げてもらいたいと思います。

知事も、マスク飲食に対して、物すごい力を入れていらっしゃるのは承知しています。しかし、なかなか難しいと思っています。そこをどのように、今回のこの活動によってギャップを埋めていくのかは、すごく大事なことだと思います。そこはいかがですか。

危機管理防災課長

マスク飲食の認証制度については、政策局が進めており、この訪問事業によって、マスク飲食の実施状況を目視とヒアリングで確認していますが、認証申請があった場合は、今度は県の職員が実際にお店に出向いて確認作業をしていくという形になっています。

現在、想定していた 200 店舗以上のお店から申請があり、現在はアポイントを取っている最中だと所管課から伺っていますので、そこで、まず、マスク飲食を職員も実際に確認して、精度を高めていくような形になっていくのだろうと考えています。

小野寺委員

何がうまくいって、何がうまくいかないのか、なぜそれがうまくいかないのかといったことをしっかりとつかんでいくことが大事だと思いますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

また、委託事業については先ほど御説明があったのですが、5 億 5,000 万円余りの予算を議決したところ、契約金額が 1 億幾らになったのでしょうか。

危機管理防災課長

1 億 7,380 万円で契約締結しています。

小野寺委員

安くなったことは、歓迎する材料であると思うのですが、一方で、予算に対してリアリティーが損なわれてしまう、揺らいでしまうことにもなるのかと思っています。事業者側の出血大サービスという言葉だけではなかなか済まない話かと思うのですが、そういうところをどのように評価されていますか。

危機管理防災課長

この額については、我々の想定していたものとは考えられないような安い額だったのは事実です。例えば、100 人のアルバイトを、時給換算で最低賃金に近いようなところで雇ったとします。時給 1,000 円で週 5 日 100 人雇うと、多分、2 億円で 40 週ほどしか多分雇えないことになるかと思います。最低賃金レベルのアルバイトさえ 1 年雇えないような額で引き受けていただくので、その額

は、かなり安い額になっているのではないかと認識しています。

小野寺委員

金額と品質は、ある程度バランスがあると私は思っているのです。そこで、例えば、指定管理者などですと、いわゆる労働条件審査のようなものがあって、本当にそこで働く人たちが適切な対価をもらって、適切な働かされ方をしていくのかというものがあります。これは神奈川県ではまだ制度ではないと思いますが、特に我々公の立場の者が仕事を発注するときに、気にしていかないといけない問題だと思うのです。その辺りについて、労働条件のようなものは、しっかりと担保されている、大丈夫とお考えですか。

危機管理防災課長

事業者との話合いの中では、訪問スタッフは関連会社のスタッフを使って、質は確保しますという話がありました。この取組に関連した先行事例として、先に緊急事態宣言が出た東京都や大阪府では同じく全店舗を回る取組を行っていたのですが、どちらもアルバイトを募集する形で進めていました。先行事例ではそのような形ですが、我々の取組はそれとは違う路線としたので、まだ誰も踏み込んでいないところにいる状況にあります。業者のほうも、ここである程度の実績が出れば、横展開も考えられるというところはありますし、今まで手がけていないところに初めて踏み込んでいるような状況ですので、神奈川県のノウハウをほかで生かすという戦略もあるのではないかと認識しています。

小野寺委員

学生アルバイトを中心に組み立てた、ほかの自治体の失敗もしっかりと参考にして、今回、神奈川県としての取組を行ったことはお聞きしていましたので、おっしゃるように、事業者側が今後の水平展開などを想定して、あえて赤字覚悟で行っているということであれば、これは事業者の戦略ですからよいのですが、そこで働いている人、働かされている人たちが、あまりにも不利な条件で仕事するようなことがないように、今後も目配せをしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

くらし安全防災局長

ただいま、比較的想像のできないような低い額であったという答弁をしましたが、私どもは当初、3社から参考見積りを頂き、その中で、県としての積算を経て約5億円の予算案を議会に上程させていただいて、御議決を頂いたということです。実際に執行に当たっても、県から一定の仕様書を出して、それに対応する形での見積りを頂いた中で、結果的に、金額的に安いものになりました。

そこで心配されるべきは、果たして業務に当たる人間が、適切に労働関係法令を守った上で、適切な賃金の下で作業していただけるのかどうかです。これは私自身も低い金額となって心配した部分があります。業者も、新たにアルバイトを雇うなどではなく、既存の職員、要は通常業務の中で、県からの受託を賄うということでありましたので、決して受注者において作業する方が法外な安さで勤務するという状況ではありませんし、また、県からの委託上、決してあってはいけないと考えていますので、それはしっかりと見極めています。

小野寺委員

本来の業務があって、そこで雇用がベースにあるといった局長の御答弁だと思いますので、私としても、当初抱いていた疑問は解かれたわけですが、再度要望を申し上げたいと思います。

酒類の提供停止は、私は今でも合理性には多少疑問を持っています。例えば、独りでバーで飲む、そばを食べながらおちょうし一杯など、そのようなことで駄目なのかということを思います。ある意味では無理がある内容だからこそ、丁寧な説得力、説明が必要と思っています。

先ほど局長がおっしゃったように、エビデンスを国に求めていことは大事なことだと思いますし、これは、国もしっかり責任を持っていただかなければいけないことだと思うのです。これは私の記憶が違つていれば指摘していただきたいのですが、まん延防止等重点措置の下で酒類の提供停止を求めていくと決めたのは、たしか、知事の側ではなかったかと思うのですが、そこはどうでしょうか。

くらし安全防災局副局長兼総務室長

東京都に緊急事態宣言が発出される中、強い措置とする中で、それに準じた対応を取るため、3県で連携して要請はしていたことは一つのきっかけであったと承知しています。

小野寺委員

私の認識と同じです。こうした様々な私権の制限を、私たちも一体となって行なっているわけなので、説得力のある言葉を持たなければいけないのは、国も、私たち県も同じであると思います。この点については、これからもしっかりととした説明が県民に対してできるように、お願いしたいと思います。